

2024年事業計画(案) (安全衛生管理活動計画)

○ 理念と基本方針

当協力会は『安全と健康の確保及び法令遵守は経営の基盤であると同時に働く人の幸福の原点である』との理念のもと、信頼関係を基軸に”常に現場第一線で働く人の安全と健康の確保に役立つ活動を目指すこと”を基本方針とし、以下の事を推進する。

- ① 主管部門及び関係請負人との連携を密にして”作業前の手順”について充分確認し、理解・納得しあう。
- ② 管理・監督者は、現場実態を把握し良いところは褒め、危険要因について「妥協・黙認・見逃し・放置」しないことを率先垂範する。
また、危険要因の背景や根本要因となっている「危険の根を絶つ」姿勢で取り組む。
- ③ 現場第一線作業者は、自分自身を守り、仲間を守る為、安全作業に徹すると同時に不安全行動等については、相互に注意・指導しあえる職場風土作りに心掛ける。

○ 2024年活動方針

昨年を振り返ると、当技術センターの安全成績は休業3件、不休業1件及び軽処置13件が発生しました。

(一昨年: 休業2件、不休業12件、軽処置12件)

年間目標である重大災害「ゼロ」・墜落災害「ゼロ」を達成しましたが、休業災害「ゼロ」は未達となりました。

災害の型別では「飛来・落下」「目に異物」及び「挟まれ・巻き込まれ」が繰り返し発生しています。

共通した原因としては、油断、危険軽視、咄嗟による不安全行動といった「人」に関する面が挙げられます。これらの災害を防ぐためには「リスクアセスメント(RA)および危険予知(KY)で危険の洗い出し」を行い、「自らの安全感性を高めると共に仲間を守る」という強い信念のもと、お互いに声を掛け合い、注意し合うことで決められたことを確実に実行することが重要です。

衛生面では社会問題となっているメンタルヘルス不調による健康障害を防止するためのストレスチェックを継続し、また体の健康に関しては、一人ひとりが自律的な生活習慣の改善活動を引き続き推進する必要があります。

これらの状況を踏まえ、当協力会は北九州技術センター殿の年間活動に沿って、重点活動を粘り強く展開することにより、安全かつ健康で働きやすい職場を実現させましょう。

活動のキーワード ①信頼関係を築く ②目的と手段を明確に ③三現主義で

1. スローガン(2024年)

『一人ひとりが危険の排除 しない!させない!危険な作業』

2. 安全衛生管理目標

< 安 全 > (1)重大災害「ゼロ」(2)休業災害「ゼロ」(3)墜落災害「ゼロ」

< 衛 生 > 職業性疾病発生「ゼロ」

3. 重点施策及び推進内容(案)

〈1〉安全マネジメント力の強化

(1) 現場・管理部門は役割を明確にし、各々での安全マネジメント(PDCA)を実行推進

- ① 工事計画、作業手順に沿った実行管理ができているか、日々、週間、月間、工程の節目毎に確認し、実効的なマネジメントを推進する
- ② 現場管理者は、職長とPDCAを意識した対話を通し実行管理を行う

(2) 現場管理者(施工管理者、職長)は作業手順や作業要領を周知徹底、的確な作業指示を行うことで

災害リスクを低減

- ① 安全衛生審査会の確実な実施および審査会での法令・社内ルール準拠の確認を徹底し、リスクアセスメントを実施する
- ② 作業手順の周知会を作業員全員に実施する
- ③ 現場管理者および現場管理者以外で現場に出る社員に対して、現場業務内容に応じた安全「教育」の実施
※安全基礎講座、統括安全管理講座および職長・安責者教育等の開催および受講の徹底
- ④ 安全情報(法令改正、行政指導など)の把握・遵守
※特に「特定化学物質」「法第22条に規定する健康障害を防止」に関する法改正

(3) 現場管理者は正しい手順および適切な機器設備にて作業が行われているか、自ら現地現物を点検確認し、

不適切な状況を排除、RKY記載事項の順守状況を点検

- ① 現場管理者は、現場巡視により抜けのない確認と指導を行う
〈1〉不安全行動を見逃さない、黙認しない(不安全行動を現認したその場で丁寧な指導を心掛ける)
〈2〉不安全状態を放置させない(作業床の開口部・端部の養生、作業通路・足場からの墜落防止処置など)
〈3〉3H(初めて、変更、久しぶり)作業時には重点的にパトロールを実施する
- ② 新規入場者教育等を通じて「作業開始前の危険予知活動の重要性、実施の徹底」を指導する
『一人KY』活動の周知・浸透を図り、身の安全を最優先にした作業を徹底する
(移動中ながら作業禁止、不安定な姿勢排除、作業場の周囲確認の習慣化)
- ③ 予定外作業が発生した場合、「作業計画変更の報告ルール」に従った対応を周知し、作業開始前の危険予知活動を徹底させ、作業手順通りに実施しているか確認する

(4) 現場管理者は経験の浅い施工管理者・職長・作業員に対し不安全行動防止に対する安全感性向上教育・

指導等を実行推進

- ① 新規入構教育、安全大会、節目のKY等を通じ、不安全行動防止に向けた啓発を実施する
- ② 指差確認(ひと呼吸運動・AAO活動など)を全員に周知徹底しリスク(危険)を意識させる
- ③ IKF(いい関係深め合い)活動を展開し、仲間意識をベースとした安全文化を醸成し不安全行動・ヒューマンエラーを防止に対するPDCAを展開する
- ④ 不安全行動チェックリストの活用を推進し、過去災害データベース(SAGUR)、過去災害再現動画、デジタルサイネージ向け動画を用いた教育・啓発活動を展開する。視聴覚教育教材の拡充と活用を展開する

(5) 指示・連絡・報告による一連の情報共有を円滑に行うことで管理統制を構築

- ① 工事工程の節目や日々の朝礼・夕礼などの打合せで、状況共有を抜けなく行う
- ② 掲示物やデジタルサイネージ等を活用し、円滑な情報共有を行う

〈2〉再発防止対策の確実な実行と点検

(1) 再発防止対策は「人」「物」「管理」に係る原因に対しそれぞれの確実な対策を実施

- ① 原因分析は「人的要因」「物的要因」「管理的要因」の視点から行き、「なぜなぜ分析」などにより原因を深掘りし具体的な再発防止対策を立案する
- ② 再発防止対策について、類似災害検討会を作業員全員で展開し、さらに、ポスターやデジタルサイネージを活用して、作業員全員への浸透を図る

(2) 災害防止対策は実行状況をフォローアップし改善がなされているかを点検確認

安全パトロールおよび現場巡視時は、現地現場で、過去災害事例に基づいたチェックリストを用い、実行状況を確認する。特に、「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ(車両・フォークリフトを含む)」「転倒」「切れ・こすれ」に対する危険作業の排除を徹底する

(3) 再発防止対策は広く情報共有し RA・KY 活動にも展開浸透

店社から現場へ情報共有し、類似災害防止対策を検討の上、対策を講じる

<3> 墜落転落・可動物との接触災害防止は重点課題とする

(1) 高所作業、可動物(重機、回転体等)使用は、重点検討事項として、工事計画の安全審査は必須。

入念に災害防止対策を策定し漏れなく実施

- ① 工事計画は、現地諸状況を十分に考慮して抜けのないリスクアセスメントを実施し立案する
- ② 高所作業の計画においては、漏れなく墜落・転落防止対策(囲い、手摺、覆い、防網、墜落制止用器具(安全带)取付設備等)、飛来・落下防止対策(立入禁止措置、落下防止ネット、養生シート等)を計画することを指導する。
墜落災害防止対策については、墜落防止用安全ネット取付用金物など設計段階でも積極的に予め対策を検討する
- ③ 標準規格(枠組み・単管)・標準図から逸脱する足場は、必要に応じて構造図や構造計算書を含む詳細計画を確実に立て安全性を確認する
- ④ 重機作業においては、作業計画を作成させ、有資格者の配置、歩車分離または誘導員配置を確実に行うことを指導する
- ⑤ 可動物使用時は、可動物・回転部への接触・可動物範囲への立り入りが無いように作業計画を行う。どうしても可動物範囲に立ち入る必要がある場合は、漏れなく非可動物措置をとるように指導する

(2) 墜落転落リスクが高い作業や設備において法令や構造規格に対し不備不適合が無いことを確認

- ① 足場設置時、改造時および作業状況の変化時に現地・現物で確認した上で、適応した墜落防止対策を行う
- ② 足場点検は確実に実施する。特に、墜落防止対策を重点的にチェックする
- ③ 高所作業では作業状況に応じ、最適な墜落防止措置を取る。(例: 柵、囲い、水平ネットの設置)
- ④ 墜落制止用器具(安全带)使用や親綱等の基本ルールは新規入場者教育時に指導すると共に、ポスター、デジタルサイネージで視覚的に啓発し、現場巡視では見逃さず厳格に指導する

(3) 墜落制止用器具(安全带)の使用や親綱等設置の基本ルールは根気強い指導を継続

(4) 仮設設備の倒壊・崩壊対策(作業構台、架台、支保工等)

- ① 仮設設備の計画にあたっては、適切な材料選定を行い、設置場所の地質条件も考慮し構造の計画を行う
- ② 仮設設備の組立・変更・撤去の際には、立入禁止措置、飛来・落下防止対策を行う。
作業主任者の選任が必要な場合(型枠支保工、土止め支保工)は、作業主任者を選任しその職務を遂行させる
- ③ 仮設設備の使用前、組立・変更時および悪天候後には漏れなく点検を行い、不具合があれば是正し使用を開始する

<4> 新規入場者・未熟練者・高齢者の災害防止

(1) 管理者は安全パトロールや現場巡視にて作業配置・作業状況を確認し、注意喚起や安全指導を率先垂範

新規入場者・未熟練者・高齢者(65歳以上)に対しては、作業所全体で意識して頻繁に声掛け・問い掛けを実施する

(2) 声掛けによる相互啓発活動を継続(箇所独自活動の活性化を促進)する

- ① 職長は新規入場者・未熟練者を複数人作業に就け、常に同僚の目の届く範囲に配置する
- ② 職長は未熟練者に対するコーチャー役を選任して、現場でのケアに当たらせる
- ③ 作業所長、直・協 現場管理者は新規入場者・未熟練者・高齢者(65歳以上)の配置を確認する
- ④ 作業経験年数、実施する作業の経験の有無および作業指揮命令系統等を対話する(入口管理)

<5> 健康維持・増進活動の推進

(1) 心とからだの健康維持増進活動に積極的に取組み健康で働きやすい職場を実現

- ① ストレスチェックの実施と、その診断結果に基づく働きやすい職場づくりに向けた改善
- ② 階層別のメンタルヘルス教育の実施
- ③ 心身の健康に関する情報提供の充実

(2) 働き方改革の推進(時間外労働の上限規制等、改正労働基準法の遵守)

- ① 時間外労働の上限規制等を遵守するための方策を推進する
- ② 過重労働発生時には健康障害防止対策の確実な実施とフォローを行う